

専決処分報告 第 1 号

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業 に関する専決処分報告

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関して高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると求める事項を決定すること。

高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業

- 1 高知南高等学校
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)

休業期間 令和3年5月6日(木)～7日(金)
専決処分 令和3年5月4日(3高高学第411号)
- 2 高知南中学校
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)

休業期間 令和3年5月6日(木)～7日(金)
専決処分 令和3年5月4日(3高高学第411号)
- 3 高知追手前高等学校
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)
- 4 宿毛高等学校
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)
- 5 高知西高等学校
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)

休業期間 令和3年5月6日(木)～7日(金)
専決処分 令和3年5月4日(3高高学第411号)
- 6 高知国際中学校(夜間学級を除く)
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)

休業期間 令和3年5月6日(木)～7日(金)
専決処分 令和3年5月4日(3高高学第411号)
- 7 高知国際高等学校
休業期間 令和3年4月30日(金)
専決処分 令和3年4月29日(3高高学第385号)

休業期間 令和3年5月6日(木)～7日(金)
専決処分 令和3年5月4日(3高高学第411号)

学校保健安全法（抄）

平成 20 年 6 月 18 日公布

平成 21 年 4 月 1 日施行

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第 4 条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校保健計画の策定等）

第 5 条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境衛生基準）

第 6 条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係

る事項（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条第 1 項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 7 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 6 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（保健室）

第 7 条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

（健康相談）

第 8 条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第 9 条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。第 24 条及び第 30 条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第 10 条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

（就学時の健康診断）

第 11 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第 17 条第 1 項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

（児童生徒等の健康診断）

第 13 条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）

の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第 14 条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第 15 条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第 19 条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第 21 条 前二条(第 19 条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)その他感染症の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第 24 条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第 26 条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第 29 条第 3 項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第 1 項及び第 2 項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講

ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

令和3年5月18日

高等学校課

女子バレーボール春季大会における教職員及び生徒のコロナウイルス感染について

1 感染した教職員及び生徒

(1) 女子バレーボール春季大会関係 (計 32 名)

- ・ 県立高知南高等学校 (教員 1 名、生徒 9 名、計 10 名)
- ・ 県立高知西・国際高等学校 (生徒 6 名)
- ・ 県立高知追手前高等学校 (生徒 1 名)
- ・ 県立四万十高等学校 (教員 1 名)
- ・ 県立幡多農業高等学校 (生徒 1 名)
- ・ 県立宿毛高等学校 (生徒 1 名)
- ・ 県内私立高等学校 (4 校生徒 12 名)

(2) 県立高知南高等学校関係 (計 12 名)

- ・ 県立高知南高等学校 女子バスケットボール部等 (生徒 12 名)

2 経緯

期 日	経 過
令和3年4月18日(日)	高知南高等学校女子バレーボール部員10名が徳島県に日帰り遠征。
令和3年4月21日(水)～ 24日(土)	高知南高等学校女子バレーボール部が、4月24日～25日に開催された女子バレーボール春季大会に向け、同校内で合宿。
令和3年4月23日(金)	徳島県の教頭から高知南高等学校教頭に、本校バレーボール部で陽性者が確認されたが、保健所の判断では濃厚接触者はいないとの連絡が入る。
令和3年4月24日(土)～ 25日(日)	高知小津高等学校、高知農業高等学校を会場として、女子バレーボール春季大会が開催。高知南高等学校は両日小津会場で試合を行う。 ※高知南高校の対戦校 ①土佐女子 ②高知追手前 ③明德 ④高知学園
令和3年4月25日(日)	高知南高等学校バスケットボール部が、香川県の高등학교に練習試合のため、両日ともに日帰り遠征を行う。 午後8時頃、徳島県の保健所から高知南高等学校顧問に対して、バレーボール部については、濃厚接触者には該当しないが、PCR検査を受けた方が良いとの連絡が入る。 顧問は徳島県の保健所の内容を校長に連絡し、校長から顧問及びバレーボール部員については、4月26日は登校せず自宅待機とするよう指示を行う。
令和3年4月26日(月)	高知南高等学校顧問が発熱、頭痛のため、受診し感染陽性が確認される。バレーボール部全員が濃厚接触者となり、PCR検査を受ける。
令和3年4月27日(火)	高知南高等学校バレーボール部員10名中6名の陽性が確認される。
令和3年4月28日(水)	女子バレーボール春季大会に参加した高知西、土佐女子、明德義塾高

等学校において、陽性者3名が確認された。以後、その他の学校においても陽性者が確認された。

令和3年4月29日（木） 高知市保健所、健康対策課と協議を行い、感染状況から小津会場に参加していた学校への行政検査の実施を決定。

高知南高等学校バレーボール部の合宿の際（4月22日）に、バレーボール部員と食事をした同校女子バスケットボール部員の陽性が確認され、他のバスケットボール部員11名についてもPCR検査を受ける。その後、香川県・高知県の健康政策担当部局及び県教育委員会間での情報共有を行う。

令和3年4月30日（金） 陽性者が確認された7校の学校については、4月30日を臨時休業とする。また、高知南高等学校と春季大会で対戦した学校についても、感染の状況が明らかになるまでバレーボール部の活動を控える指示を県教委より行う。

※臨時休業7校

①高知南高 ②高知南中 ③高知西 ④高知国際中 ⑤高知国際高校
⑥高知追手前 ⑦宿毛

令和3年5月4日（火） 臨時休業を行った学校のうち、感染者が多く、感染状況の確認の必要な5校に対し、5月6日（木）～7日（金）の臨時休業延長を公表。

※臨時休業延長5校

①高知南高 ②高知南中 ③高知西 ④高知国際中 ⑤高知国際高校

3 高知南高等学校の対応

- ・令和3年4月27日（火）校内に対策チームを設置。
 - ・令和3年4月28日（水）スクールカウンセラーの集中支援（土日祝日を含む）を要請。
 - ・令和3年5月3日（月）高知南中学・高等学校PTA役員会を実施。
 - ・令和3年5月15日（土）高知南中学・高等学校保護者会の実施。
- ※その他、ホームページ等で感染状況や学校の取組等について定期的に情報提供。

4 県教育委員会の対応

- ・令和3年4月30日（金）陽性者が確認された7校を臨時休業、また、5月6～7日について感染者が多い5校を臨時休業延長とし、5月10日（月）からの学校再開とした。
- ・連休中、人権教育・児童生徒課より高知南高等学校にSCを派遣し、生徒、保護者からの相談体制をとっている。
- ・令和3年4月27日（火）に関係する学校に対し、春季バレーボール大会にてコロナウイルス感染確認の連絡と健康観察の徹底の文書及び5月11日（火）までの県外校との練習試合等を禁止する文書を送付。
- ・令和3年4月30日（金）に県立学校に対し、連休中（5/1～5/5）の他校との練習試合等を禁止する文書を送付。
- ・令和3年5月4日（火）に県立学校に対し、5月9日まで県内練習試合の禁止と、5月31日まで県外校との練習試合等を禁止する文書を送付。
- ・令和3年5月10日（月）に高等学校長協会主催の臨時校長会を開催し、その中で県教委から事案の経緯及び今後の対応について説明を行い、県内全ての校長と情報を共有する。
- ・顧問等が勤務可能な状態となった段階より、経緯等に係る詳細について確認を進めている。